平成２６年（フ）第６８号
福島県伊達郡国見町大字山崎字小舘脇10番地
１　石川アパート６号
債務者　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２９１号
茨城県笠間市福原967番地
債務者　萩原八重子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３０４号
茨城県那珂市菅谷732番地17　トビタハイツＢ棟201
債務者　吉川　瑠美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３１５号
茨城県水戸市石川３丁目4137番地の４　棚網レジデンス水戸105号、旧住所茨城県水戸市八幡町14番６号　末広荘107号
債務者　根本　健太
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目20番18号　サンコートハイツＣ201
債務者　保苅真沙美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
茨城県土浦市並木５丁目4112番地28　レインボー並木202号室
債務者　桂　　恵子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６３号
新潟市中央区本町通７番町1097番地　渡良ビル７階
債務者　大橋　景悟
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
新潟市北区新元島町4018番地112
債務者　広川　　猛
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２０号
新潟市東区河渡本町17番８号　レオパレスルーチェⅠ104号
債務者　中川　次郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２１号
新潟市中央区田町１丁目3235番地　田町ハイツ202号
債務者　土田　修司
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２５号
新潟市東区中興野３番17号　Mハイツ１101
債務者　小出　賢彦
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
長野県上田市上田原1032番地５　荻久保アパート５号
債務者　宮坂久美子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１１３号
長野県上田市緑が丘１丁目26番10号　県住Ｍ９―105号
債務者　宮坂　由美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１１５号
長野県東御市和1152番地１
債務者　藤代　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１１６号
長野県上田市古里1953番地１　小林住宅12号
債務者　間島　文雄
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１１８号
長野県上田市五加1010番地11
債務者　西澤　真弓
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２１号
長野県上田市中央６丁目８番３号
債務者　堀内　敏子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部